

鎌 総 第 749 号

令和 2 年 (2020 年) 6 月 12 日

鎌倉市議会議長

久 坂 く に え 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2242、2243)

議会受付番号	文書質問第1号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (健康福祉部 市民健康課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第1号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

鎌倉市役所本庁舎敷地内でPCR検査を実施するとの事であるが、議会に報告も無く、住民合意を得ていないのに勝手に実施しようとしている事は問題である。緊急事態であるので質問する。

- ①近隣住民及び自治会、おなり子どもの家利用の保護者、隣接する御成小学校、NPOセンター、警備会社本社、等の関係者に了承を得たのか？
- ②夜やるから大丈夫と言うが、夜間も様々な事をやっているのもそれなりに人の出入りはある。職員も働いている。夜間の役所の使用が出来なくなるが代替え策はあるのか？
- ③何の訓練もしていない市役所職員が対応する事になるのは問題ではないか？
- ④これだけの重要案件を議会の所管の観光厚生常任委員会に、何の報告もなく記者発表をやり、勝手に進めた事は問題であるが、どのように考えているのか？
- ⑤「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の下記条文についての対応はどうなっているのか？（第27条～第29条、第31条、第32条、第33条）
- ⑥雨の日、悪天候の日どうするのか？
- ⑦他に出来る場所があるのだから、市役所本庁舎敷地内からの場所の変更を実施すべきだがいかがか。

2 質問の理由

勝手にやっていただいては困る。緊急事態である。

3 答弁

- ①近隣住民及び自治会、おなり子どもの家利用の保護者、隣接する御成小学校、N

POセンター、警備会社本社、等の関係者に了承を得たのか？

被検者のプライバシー保護などのため、PCR検査を行う場所については非公表とします。またPCR検査に関与する他自治体も多くは非公表としています。このため場所の特定につながる質問については回答できません。

- ②夜やるから大丈夫と言うが、夜間も様々な事をやっているのだからそれなりに人の出入りはある。職員も働いている。夜間の役所の使用が出来なくなるが代替え策はあるのか？

被検者のプライバシー保護などのため、PCR検査を行う場所については非公表とします。またPCR検査に関与する他自治体も多くは非公表としています。このため場所の特定につながる質問については回答できません。

- ③何の訓練もしていない市役所職員が対応する事になるのは問題ではないか？

被検者との対応については、鎌倉保健福祉事務所の指導に基づき安全な方法で行っています。市役所職員は、PCR集合検査場に来られる車両に対して、メッセージボードを用いて誘導、案内をすることが主な役割です。被検者とは屋外で一定の距離をとり、会話することのない業務を行うため感染の恐れはありません。したがって市役所職員が応援対応することは問題ありません。

- ④これだけの重要案件を議会の所管の観光厚生常任委員会に、何の報告もなく記者発表をやり、勝手に進めた事は問題であるが、どのように考えているのか？

PCR集合検査場の設置場所は公有財産であり、その管理は、地方自治法第149条第6号に基づく市長の権限です。なお議決事項ではないものの、記者発表と同時に各議員には情報をお伝えしました。

- ⑤「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の下記条文についての対応はどうなっているのか？（第27条～第29条、第31条、第32条、第33条）

鎌倉保健福祉事務所の見解は以下のとおりです。

第27条（感染症の病原体に汚染された場所の消毒）について

屋外における短時間の滞在であり、鎌倉保健福祉事務所の見解では、第27条に該当する場所はありません。

第28条（ねずみ族、昆虫等の駆除）について

被検者の滞在時間及び屋外の空間での検査場という条件を勘案すると、ねずみ族、昆虫等が感染する恐れはなく、従って駆除する対象はありません。

第 29 条 (物件に係る措置) について

被検者が接触するのはイスですが、検査ごとに医師または看護師がふき取りによる消毒を行い、終了時には施錠した車内に格納しており、他者が接触することはありません。

第 31 条 (生活の用に供される水の使用制限)

検査場を設置することにより生活の用に供される水が汚染されることはありません。よって使用制限の必要はありません。

第 32 条 (建物に係る措置)

被検者は建物内に立ち入ることはないため、建物内が汚染されることはありません。

第 33 条 (交通の制限又は遮断)

PCR集合検査場の設置場所は、被検者の滞在時間、屋外であることを勘案して、病原体に汚染されるとは考えられません。よって、交通を制限し、遮断する必要はありません。

⑥雨の日、悪天候の日どうするのか？

雨の日は実施しますが、台風などの悪天候時には実施しません。

⑦他に出来る場所があるのだから、市役所本庁舎敷地内からの場所の変更を実施すべきだがか？

場所の特定につながる情報については回答できませんが、現在、実施している場所は、安全性、利便性、周辺環境、付帯設備などの点について鎌倉市医師会、鎌倉保健福祉事務所と十分協議し、選定したものでありますので、現在のところ変更の必要性はありません。